

地方税法第20条の規定による書類の送達を納税義務者の所在不明につき地方税法第20条の2により次のとおり公告します。

令和8年9月15日

北上市長 八重樫 浩 文



1 送達を受けるべき者

氏 名	納税義務者番号
村上 智之	6537014

2 送達する書類

令和8年度 市民税・県民税・森林環境税税額決定納税通知書

- 備考 1 地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。
- 2 書類は財務部市民税課に保管しており、本人の申出があれば交付します。